エ

事

発

注時

工

事

実

施時

時

「月単位の週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー

(発注者指定型の場合)

【営繕系工事】

① 月単位の4週8休以上を前提に労務費を補正し、工事費を積算する。

「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の 施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。

- ※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。
- ③ 入札公告等に「月単位の週休2日工事(発注者指定型)」である旨を明示する。
- 4 工事発注

2

- ⑤ 工事契約
- ⑥ │ 契約後、速やかに、必要工期について受発注者間で確認を行う。
- 受注者は、月単位の週休2日(4週8休以上)を確保する実施工程表を発注者に提出する。
- 監督員は、月単位で週休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。
- ® 監督員は、提出された実施工程表や出面帳により、対象期間内の週休2日の 確保の状況を確認する。
- 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休2日の確保等の 状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。
- 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、 適切に工期を変更する
- I. 発注者は、対象期間内において月単位の4週8休に満たないものは、通期の ① 4週8休へ労務費補正分を減額する契約変更を行う。
 - Ⅱ. 発注者は、4週8休に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。
- 発注者は、通期の4週8休の達成※が確認できれば、「工事成績採点の考査項目の ② 考査項目別運用表」の「工程管理 A」について評価を行い、月単位の4週8休の 達成が確認できれば、「工程管理 B」において評価する。

「月単位の週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー

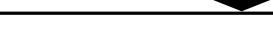
(受注者希望型の場合)

【営繕系工事】

① 通期の4週8休以上を前提に労務費を補正し、工事費を積算する。

「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。

- ② ※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。
- ③ 入札公告等に「月単位の週休2日工事(受注者希望型)」である旨を明示する。
- 4 工事発注



工事契約

(5)

(11)

⑥ 契約後、速やかに、必要工期について受発注者間で確認を行う。

受注者は、⑥の協議により決定した、週休2日(4週8休以上)を確保する実施工程表を 発注者に提出する。

- ⑦ 監督員は、⑥の協議により決定した週休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。
- 監督員は、提出された実施工程表や出面帳により、工期の変更が必要になった場合は、 適切に工期を変更する。
- 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休2日の確保等の 状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。
- 発注者は、受注者の席によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、 適切に工期を変更する。
 - I. 発注者は、対象期間内において月単位の4週8休を達成したものは、 労務費補正分を増額する契約変更を行う。
 - Ⅱ. 発注者は、4週8休に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。
- 発注者は、通期の4週8休の達成※が確認できれば、「工事成績採点の考査項目の 参査項目別運用表」の「工程管理 A」について評価を行い、月単位の 4週8休の達成が確認できれば、「工程管理 B」において評価する。